

<入所保留となった方へのお知らせ>

保育所等利用相談の実施について

川崎市では、令和8年4月の保育所等入所申請において入所保留となった方を対象に、保育所や川崎認定保育園などの利用相談・案内を行います。

【実施概要】

- ◎ 対象者：令和8年4月の入所申請において入所保留となった方
- ◎ 内容：保育所や川崎認定保育園などの利用相談・案内

(1) 平日開庁時間内(祝日を除く月～金曜日) ※事前予約は不要です

- 実施期間：1月19日（月）～
- 相談時間：8時30分～17時（12時～13時を除く）
- 場所：各区役所児童家庭課
※直接、窓口にお越しください。状況によりお待ちいただくことがあります。

(2) 平日開庁時間外(月～金曜日) ※事前予約が必要です

- 実施期間：1月20日（火）～1月23日（金）
- 相談時間：17時30分～19時30分（最終受付19時）
- 場所：各区役所児童家庭課

(3) 土曜日(午前) ※事前予約が必要です

- 実施日：1月24日（土）
- 相談時間：9時～12時（最終受付11時30分）
- 場所：各区役所児童家庭課
※二次利用調整に向けた希望園の追加・変更の受付は1月30日（金）までです。

【予約申込方法】

平日開庁時間外及び土曜日の相談は、事前予約が必要です。お住まいの区の区役所の窓口（裏面参照）に電話でお申し込みください（受付時間：平日8時30分～17時）。

- ◇予約開始は1月20日（火）8時30分からとなります。
- 平日開庁時間外の相談は、相談日当日の12時までに予約してください。
- 土曜日の相談は、23日（金）の12時までに予約してください。
※事前予約の無い方は、時間外相談を受けることができません。
※相談時間は約30分です。状況により、お待ちいただくことがあります。

【相談にあたってのお願い】

インフルエンザ等の感染症拡大防止のため、できるだけ少人数での来庁をお願いします。また、ご本人や同居のご家族に強い風邪症状のある方がいる場合は来庁を控えていただき、電話でのご相談をお願いします。

裏面に予約申込先一覧を記載しています。

《予約申込先・相談実施場所 一覧》

平日開庁時間外及び土曜日の相談は、事前にお住まいの区の区役所の窓口に電話で予約申込してください。

区	予約申込電話	実施場所
川 崎 区	044-201-3219	川崎区役所7階 児童家庭課
幸 区	044-556-6731	幸区役所2階 児童家庭課（5番窓口）
中 原 区	044-744-3263	中原区役所2階 児童家庭課（2番窓口）
高 津 区	044-861-3371	高津区役所4階 児童家庭課（1番窓口）
宮 前 区	044-856-3259	宮前区役所3階 児童家庭課（30番窓口）
多 摩 区	044-935-3297	多摩区役所1階 児童家庭課
麻 生 区	044-965-5235	麻生区役所2階 児童家庭課（15番窓口）

※ 川崎市ホームページでは、認可保育所等の受入可能数や認可外保育事業等についてご確認いただけます。右の二次元コードからご覧ください。



お知らせ

「川崎認定保育園」「横浜保育室」を利用する場合の保育料補助制度について

「川崎認定保育園」は、認可外保育施設のうち、面積や職員数等、市が定めた一定の要件を満たした保育施設です。幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定を受けたお子さんに対して、3～5歳児クラスは月額37,000円まで、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスは月額42,000円までを上限に、保育料が無償化されます。

また、幼児教育・保育の無償化に加え、市独自の保育料補助制度を実施しています。なお、川崎市と横浜市間の連携協定に基づき、川崎市民が横浜市内の「横浜保育室」を利用する場合も保育料補助制度の対象となります。

【川崎認定保育園等保育料補助金】

- ◎ 対象者： 川崎市在住で月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の条件を満たす保護者の方
- ◎ 申込方法： 保護者から施設への直接の申込み
- ◎ 保育料補助： 0～2歳児クラス 市民税所得割額に応じ月額20,000円又は10,000円を上限
3～5歳児クラス 月額5,000円を上限

※1 施設ごとに開園時間や保育料等が異なりますので、入園を検討する場合には、園への問合せや見学、ホームページの閲覧等により事前に施設情報を確認してください。

※2 横浜保育室については、横浜市こども青少年局のホームページをご確認ください。

※3 当補助制度については、川崎市ホームページをご確認ください（右の二次元コードからご覧になります。）。

